

平成24年9月14日  
新生・市民クラブ 大塚正俊

## 議第120号 平成24年度中津市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議に対する反対討論

議第120号平成24年度中津市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案に対し、反対の立場で討論いたします。

反対討論は、今回の災害復旧事業に係る市の新たな方針及び受益者負担の原則、条例に抵触する修正予算の執行の3点を柱に行います。

今回、予想だにしなかった7月3日、14日の記録的な豪雨により、農地や農業用施設は大きな被害を受けました。私たちは、災害援助法や激甚災害の指定と言う、いままでに経験したことのない被害に対して、農地や農業用施設の早期復旧と農業者の負担軽減のために何ができるのかを調査・研究し、執行部に提言してきました。

その成果として、今議会の議案質疑の中で、執行部より今回の災害復旧事業に係る市の方針として、以下の4点が示されました。

1つ目として、農地等災害復旧事業分担金については、今回の被害の甚大さに鑑み、現行制度では復旧事業費の10%以内となっていますが、国からの補助残額の2分の1を市が負担する。

2つ目として、災害復旧事業に係る分担金を徴収する区域について、旧中津地区と旧下毛地区との個人負担額の均衡など制度上の課題を改善するため、分担金の軽減措置と合わせて市全域を対象にした制度への見直しを検討する。

3つ目として、国費災害に該当しない40万円未満の災害に係る農地等の災害復旧工事補助金については、現在、激甚災害の適用を受けた場合には復旧工事費の70%を補助する内容になっていますが、災害救助法や激甚災害の適用など、災害の程度により補助率を引き上げることができるよう制度の見直しを検討する。

4つ目として、水路の土砂撤去及び用水ポンプの貸出などは市の負担で、燃料費は地元負担としていましたが、災害救助法や激甚災害の適用を受け、更なる農家負担の軽減を図るため、燃料費を含む応急復旧工事については、市で対応するよう検討する。と言う、被災農家の負担軽減と災害復旧工事に対する旧中津と旧下毛の不均衡是正を盛り込んだ方針が示されました。

今回提案された修正案は、先に述べた災害復旧事業に係る市の方針では不十分なため、更なる農業者の負担軽減として農地及び農業用施設災害復旧費分担金を1人1円として、229件分の分担金5060万2千円を減額し、財政調

整基金で財源調整を行うとするものです。

直近の激甚災害の適用を受けた平成19年の農地及び農業用施設災害復旧事業の状況を調査した結果、国費災害の平均補助率は95.9%で、個人の平均負担率は4.1%、1件当たりの平均被害金額は95万6千円、分担金は約4万円となっています。

平成19年の災害の例で算出すると、今回の市の方針に基づき、市が2分の1を負担した場合、1軒当たり2万円の負担となり、2万円が軽減されます。

さらに、「ポンプの燃料費等を含む応急復旧工事は、市で対応する」という新たに制度が打ち出されました。国会の災害対策特別委員会で中津市の事例として「10軒ほどの農家で使っているポンプの燃料代が1カ月で40万円程度かかりそうで、被災した農家にとってこれは大変な負担である」と取り上げられています。今回の措置によって、2か月分で80万円と仮定すると1件当たり8万円の負担軽減となります。

また、分担金を1人1円として実質的に免除する修正案では、国費災害と約300件の国費災害に該当しない40万円未満の災害に係る農地等の災害復旧工事補助金との負担割合に対する不公平感が生じるとともに、受益者負担の原則に疑義が生じます。

現行70%の補助率では、農家は30%を負担することとなり、30万円の工事費の場合、9万円の個人負担が生じ、国費災害の場合は1円となります。

中間山地に位置する農地の保全は、国土の保全や災害の防止、環境保全、景観保全、水源涵養等の社会的な役割を担っていることは承知しておりますが、国費災害は受益者負担が実質的に免除され、一方、国費災害に該当しない農地、農業施設災害には受益者負担がかかる制度設計には、市民の理解が得られません。さらに、今回の豪雨による被害を受けたのは農業者だけでなく、林業、水産業、商業者等も甚大な被害を受けています。

市の方針では、国費災害に該当しない40万円未満の災害に係る農地等の災害復旧工事補助金についても現行の補助率70%を引き上げることが検討されており、仮に補助率を90%、30万円の工事費と仮定した場合、3万円の個人負担となり、6万円の負担軽減が図れます。

他方、旧中津においては、これまで国費災害については分担金を徴収していませんが、国費災害に該当しない40万円未満の災害に係る農地等の災害復旧工事補助金の制度が適用されないため、全額個人負担となっています。旧下毛地域は国費災害の分担金の負担はありますが、災害復旧工事補助金の制度が適用されるため、補助金の面では優遇されてきたと言えます。

今回の旧中津と旧下毛の不均衡の是正により、市民の皆さんに等しく公平に農地災害の受益者負担の原則が適用されることは、適切な是正措置と考えます。

よって、今議会で執行部より提示された災害復旧事業に係る市の方針は、農地等の災害復旧事業にかかる農家負担を総合的に勘案し、各施策に最大限の優遇措置を図ることで、県下でも最高水準の農家の負担軽減措置を講じていると言えます。

次に、受益者負担制度は、本来、その利用者が公共事業から受ける利益に応じて、その事業費の一部を負担するという応益原則に基づいた制度であり、地方自治法第224条の規定に基づき中津市農地等災害復旧事業分担金徴収条例が制定されています。

この分担金条例第4条の徴収すべき分担金の総額において、分担金納入義務者から徴収すべき分担金の総額は、災害復旧事業を施行する箇所ごとの当該災害復旧事業費の100分の10以内の額とする。と規定されています。

また、分担金条例第3条では、分担金は、次に掲げる区域（旧下毛地域）に所在する農地の所有者若しくは耕作者又は農業用施設の用益者であって、当該農地等に係る災害復旧事業の施行により利益を受けると市長が認めるものから徴収する。と規定されており、分担金を徴収する目的で設置された条例で、第4条の100分の10以内の額の規定を根拠に、1人1円として形式的に分担金を徴収することは、この分担金条例の主旨、各条文の規定を鑑みれば、明らかに法令解釈上困難と判断します。

仮に免除を行う場合には、分担金条例第7条の分担金の減免規定に基づくのが法令上の通則です。

そこで、第7条第1項では物件若しくは金銭を寄附し、又は災害復旧事業の対象となる工事の一部を自ら行ったものに対しては、当該寄附した物件若しくは金銭の額又は工事に要した経費の額の範囲内において、分担金の額を減免することができる。第2項では、市長は、分担金納入義務者のうち、ほ場整備事業によって整備した農地等が、工事完了後善良な管理の下で5年以内に災害復旧事業の対象となった場合には、分担金を免除することができる。と規定されており、この第1項、第2項に該当しない事案について、市長の裁量権で免除することはできません。

今回の修正案は、中津市農地等災害復旧事業分担金徴収条例で規定されていない分担金の免除を行うために予算を修正するもので、現行の分担金条例に抵触すると判断しています。

よって、今回の修正予算を執行するためには、分担金条例を改正若しくは廃止することが必要であり、今回の修正動議には実効性はありません。

以上、3点の理由により、今回提案された修正動議については、反対いたします。